

令和6年度「消費者教育に関する取組状況調査」 調査結果【概要】

資料6-1

背景

令和4年度より民法の成年年齢が18歳に引き下げられる等、消費者教育を取り巻く社会情勢や環境が変化してきた。このような状況を受け、消費者教育をめぐる最新の状況も踏まえた課題を把握するとともに、成年年齢引下げの議論も踏まえ、消費者教育を推進するために有効な方策を検討するため、調査を実施した。

調査概要

(1)教育委員会調査

●調査対象

全国都道府県教育委員会及び市町村教育委員会

●主な調査内容

- ・消費者関連部局等との連携について
- ・社会教育関連の取組について
- ・学校教育関連の取組について
- ・今後の取組・課題について

●回答数

	配布数	回収数	回収率
都道府県教育委員会	47件	47件	100.0%
政令指定都市教育委員会	20件	20件	100.0%
市区町村教育委員会	1,726件	1,247件	72.25%
合計	1,793件	1,314件	73.28%

(2)大学等調査

●調査対象

全国の国公立の大学・短期大学・高等専門学校

●主な調査内容

- ・学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について
- ・大学等において実施している消費者教育の取組について
- ・他機関との連携状況
- ・今後の取組・課題について

●回答数

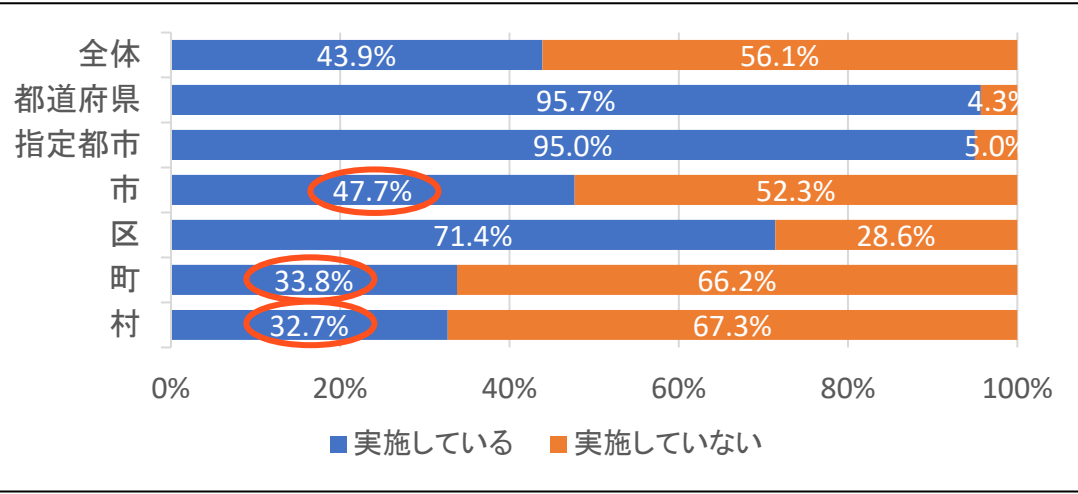
	配布数	回収数	回収率
大学	816件	602件	73.9%
短期大学	299件	178件	59.5%
高等専門学校	58件	54件	93.1%
合計	1,173件	834件	71.1%

(3)事例調査(ヒアリング)

アンケートに回答した教育委員会、大学等に対し、消費者教育に関する積極的な取組を行っている事例について、ヒアリング調査を実施し、取組の詳細について把握。

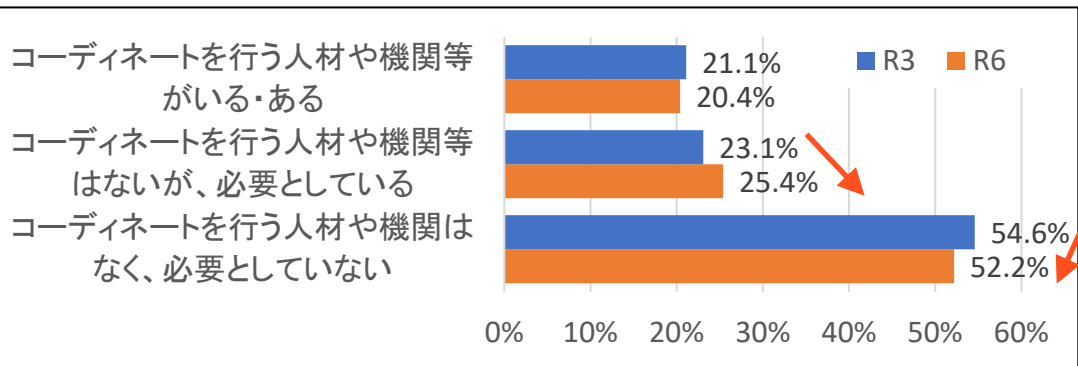
1. 教育委員会調査

- 消費生活センターや企業・団体等の様々な主体と連携・協働した消費者教育を実施している教育委員会は43.9%。
都道府県、指定都市、区の実施割合は高いが、市、町、村は低い。



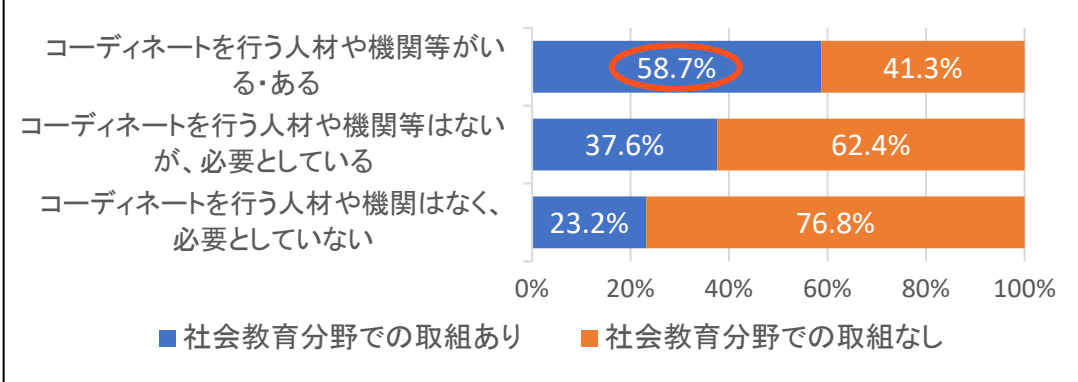
➡ 消費者教育フェスタやモデル構築事業によって、特に市町村の基礎自治体における様々な主体が連携・協働した消費者教育の取組を増やしていくことが必要。

- 消費者教育コーディネーター等のコーディネート人材がいる自治体の割合は横ばいだが、コーディネート人材を必要としている自治体は増加している。
コーディネート人材を必要としていない自治体は減少している。

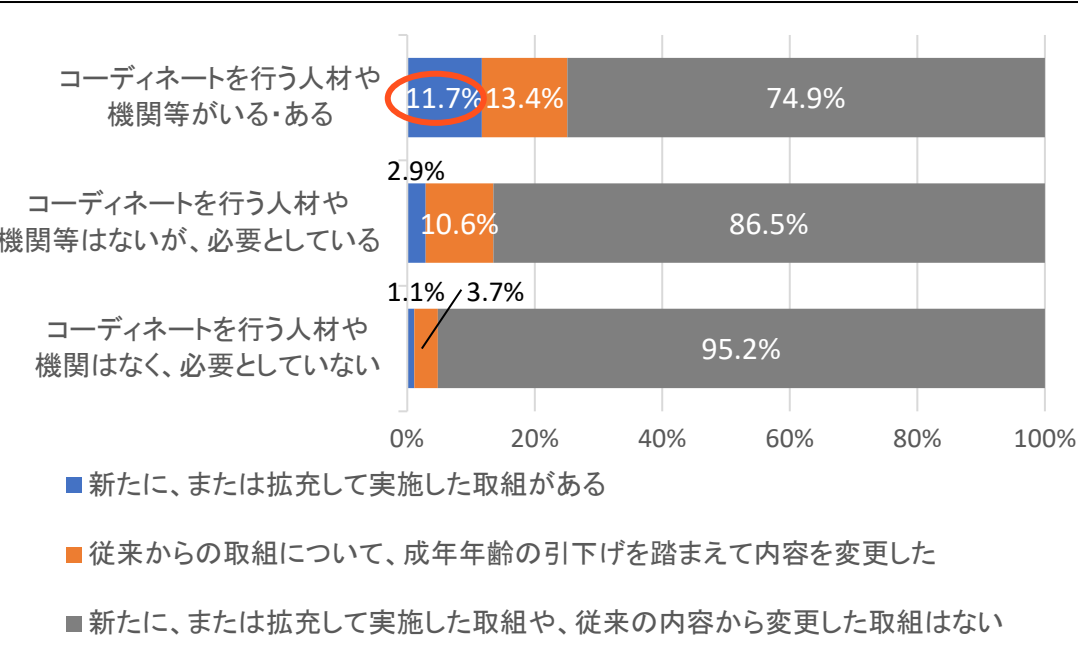


➡ 消費者教育コーディネーター等のコーディネート人材の需要が高まっている。

- コーディネートを行う人材がいる自治体では「社会教育分野での消費者教育関連の取組」の実施割合が高い。



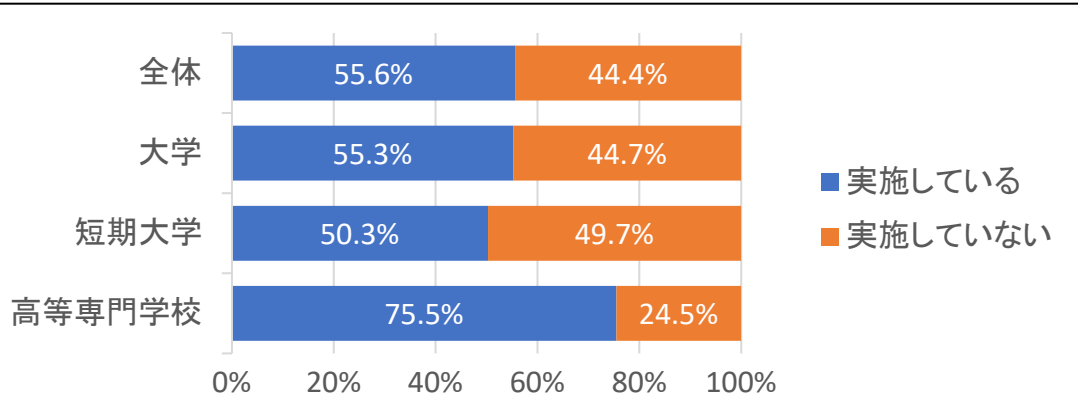
- コーディネートを行う人材がいる自治体では「学校教育分野で新たに、または拡充して実施した消費者教育に関する取組がある」、「成年年齢の引下げを踏まえて内容を変更した」割合が高い。



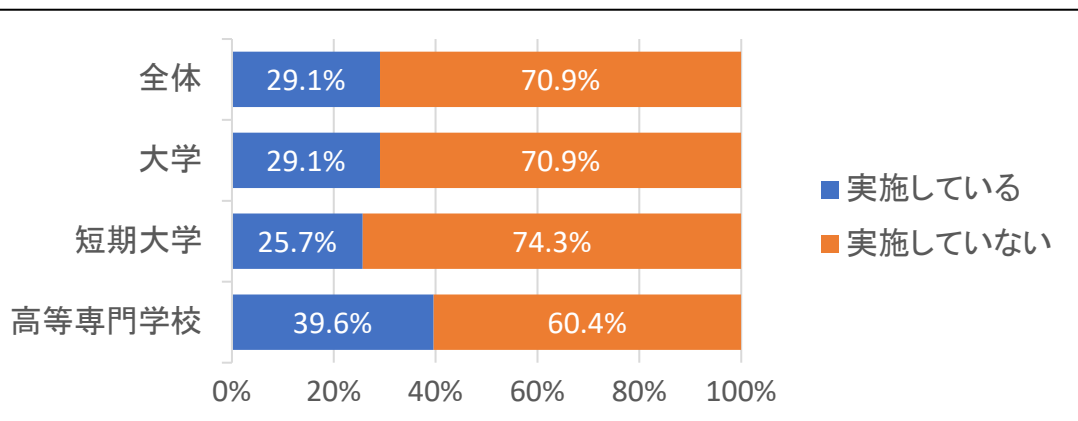
➡ コーディネートを行う人材や機関等を配置・活用することで、消費者教育に関する取組に様々な効果がある。

2. 大学等調査

●学生の消費者問題に関する対応を、消費生活センターや企業・団体等の様々な主体と連携・協働して実施している学校は、全体の55.6%。

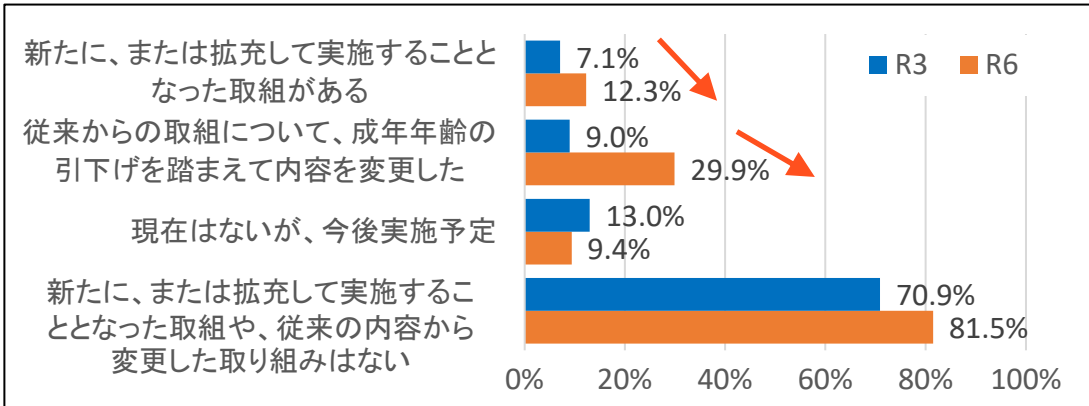


●持続可能な消費者市民社会の形成に関する内容について、消費生活センターや企業・団体等の様々な主体と連携・協働して実施している学校は全体の29.1%。



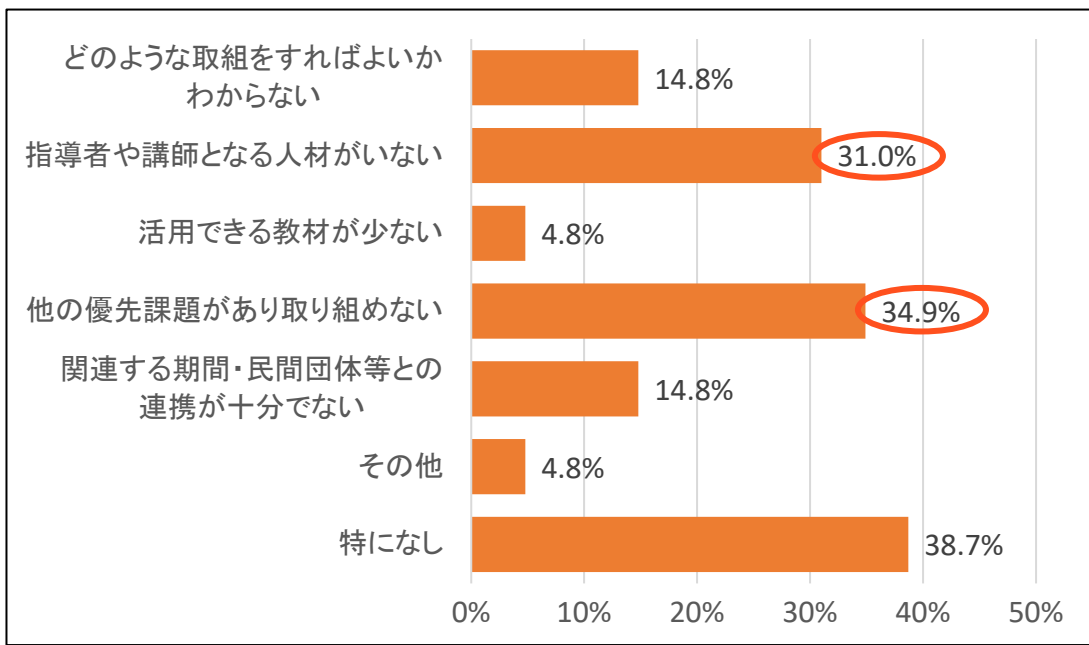
➡ 学生の消費者問題、持続可能な消費者市民社会の形成の両方において、高等専門学校、大学、短期大学の順に実施率が高い。
※消費者教育の内容が消費者トラブルだけでなく、持続可能な社会を作っていく観点もあることを示すために、今回の調査からはあえて分けて調査をしたもの。

- 消費者教育に関して「新たに、または拡充して実施することとなった取組がある」と回答した大学等は増加している。
- 「成年年齢の引下げを踏まえて内容を変更した」大学等は大幅に増加している。



➡ 大学等において、消費者教育の取組の拡大傾向が読み取れる。また、成年年齢の引下げが、大学等における消費者教育に影響を与えていることが分かる。

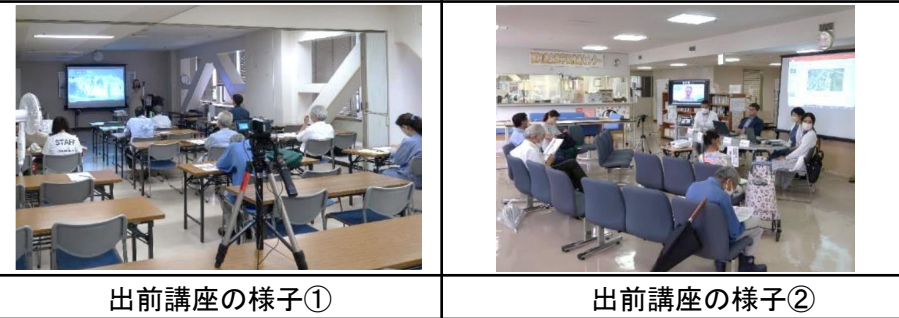
●消費者教育を推進するための課題は「他の優先課題があり取り組めない」「指導者や講師となる人材がいない」の順に回答割合が高い。



3. ヒアリング調査

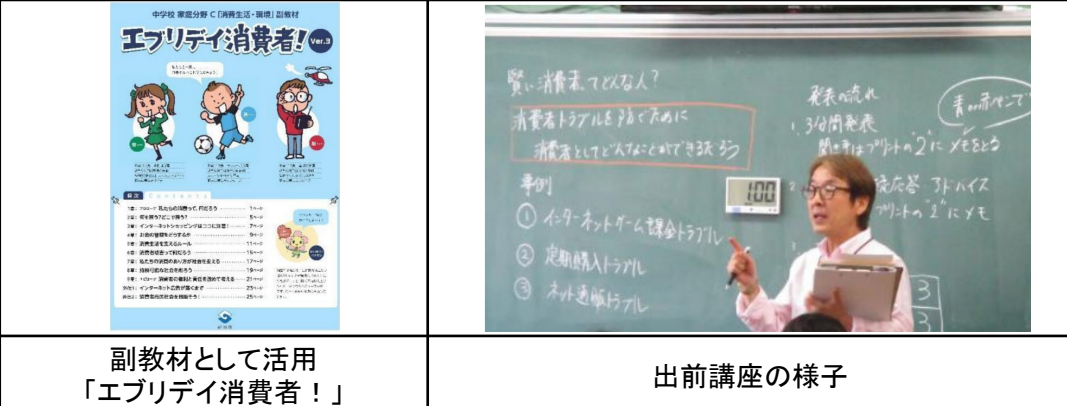
(1) 自治体

●愛知県
生涯学習推進センターと講師・大学生らが連携する講座「どうする？気候危機」を開講した。
参加者から「大学生の発表は興味深かった」という感想が寄せられ、大学との連携の手ごたえを感じることができた。



●奈良県
消費生活センターと弁護士会のコラボ講座を高等学校で実施することによって、成年年齢引き下げに伴う責任の重さを生徒に伝えられた。
学校によって高等学校卒業後の進路に違いがみられるため、求められる消費者教育のテーマにも違いがある。今後も多くの学校での開催を目指して、学校のニーズを汲みながら、本取組を推進していく。

●静岡市
成年年齢の引き下げを受けて、消費者教育推進員が中学校を対象に出前講座を実施した。中学校に軸を置いた理由は、①教科担任制であり働きかけの対象が明確であること ②静岡市が制作した副教材「エブリデイ消費者！」の活用が可能であること である。
教員への消費者教育の理解促進、教員の負担軽減のための消費者教育推進員の派遣は重要なポイントである。



(2) 大学等

●山梨大学
平成25年より消費者教育を授業に取り入れていたが、令和5年度より山梨県立大学との大学間連携事業として、両大学の学生を対象とした授業を開講することとなり、両大学がシステム等連携し学生の受講しやすい体制を構築した。
本年度より、山梨大学では消費者教育に関する全学共通科目「消費者市民社会を生きる」を必修とし、多くの学生に消費者教育を推進していく。

ライフスキル科目群がめざすもの
山梨大学 心身ともに健康で充実した人生を送るために必要な知識やスキルを身につける

- 現在の「人間形成科目群」を大幅に強化し、「ライフスキル科目群」を新たに設置
- 学生生活から卒業後の生活にわたって、学生が心身ともに健康で充実した人生を送るために必要な基礎的な知識やスキルを身につけることをめざす ※新DP・より良く生きるための力(協賛)の達成
- 学生生活に関わる内容もあり、原則として1年次に履修

(旧) 人間形成科目群
(教育学部以外は2単位必修)
・生活と健康Ⅰ (必修)
・生活と健康Ⅱ (必修)
・キャリア形成科目
【教育学部は選択必修・他学部は選択】

(新) ライフスキル科目群
(全学部共通で4単位必修)
・心身ウェルネスⅠ (必修)
・心身ウェルネスⅡ (必修)
・ライフデザイン (必修)
・消費者市民社会を生きる (必修)

- ライフデザイン** (クォータ科目・1単位必修)
1年次Q1～4に学部(必要に応じて学科・コース)を分散させ、対面により開講(1クラスあたり＝100名程度)
- 消費者市民社会を生きる** (クォータ科目・1単位必修)
完全オンデマンド型eラーニング科目として開講(前期(Q1～Q2)中に履修)
- 心身ウェルネスⅠ及びⅡ** (セメスタ科目・各1単位、計2単位必修)
前・後期で各週1コマ、従来の生活と健康Ⅰ及びⅡの時間枠で開講予定

出典:山梨大学「令和7年度導入に向けた全学共通教育改革プラン:第二報」

●九州大谷短期大学
基礎科目として設置の「キャリアデザインSDGs」において、地域の伝統織物である筑後織の端切れを活用し、地域の小学生を招いて図書バッグを制作するイベントを企画・実行した。
学生が工場見学で筑後織の理解を深めることから始め、裁縫技術を持つ学生の多い他短期大学との連携も行った。イベントには、76名の小学生が参加し、大盛況であった。本取組において、県内の短期大学同士の繋がりを作った点と地域企業の課題解決に寄与したことは大きな成果といえる。

